平成２２年（フ）第６４８号
新潟市西区坂井東６丁目28番18号
債務者　五十嵐久子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５８号
新潟市中央区弁天橋通３丁目15番12号　ガーデンハウス小竹Ａ－２号
債務者　金子　伸昌（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６０号
新潟市秋葉区古田２丁目12番25号
債務者　波多野純子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６３号
新潟市東区中山８丁目21番15号　レジデンス中山Ⅱ205号
債務者　板垣　英樹
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６６号
新潟市東区中島１丁目６番１―202号
債務者　粉川千恵子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７２号
新潟市東区白銀１丁目３番地７　近藤借家８号、前住所新潟市東区藤見町１丁目４番38号
新潟市母子生活支援施設ふじみ苑209号
債務者　小野さゆり
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８２号
新潟市東区船江町１丁目28番２号
債務者　棚橋　亜耶
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８４号
新潟県燕市吉田吉栄101番地
債務者　田中　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９２６号
京都府八幡市男山長沢21番地４　伸晃マンション406
債務者　鍋島由加里
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２９号
京都市右京区鳴滝宇多野谷９番地77
債務者　寺脇多美子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９０号
京都府城陽市久世里ノ西153番地の37
債務者　西前　次代
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２０号
京都市南区唐橋琵琶町９番地　第一洛西ハイツ310号
債務者　木村タクシーこと　木村　寅次
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４０号
京都府宇治市大久保町北ノ山15番地の11
債務者　安住　元也
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５１号
京都市南区八条内田町30番地　グレースコート301
債務者　岡野　　勇
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１１号
京都市上京区御前通今出川上る２丁目北町627番地７　つづれコーポ401号
債務者　土田絵梨加
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１２号
京都府長岡京市長岡１丁目49番６号　レオパレス21長岡天神203
債務者　吉田　健太
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
京都府福知山市駒場新町３丁目78番地の３
債務者　瀬川　有代
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係